

# 学校給食の だいじなお話

## 児童手当からも給食費の支払い (天引き)が可能になりました!



### 学校給食は何のため?

子どもたちが毎日を健康で生き生きと生活できるようにするために、食事、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身に付ける必要があります。

そして友人と和やかに食事をすることは、豊かな心や望ましい人間関係を育成する上からも、大切な役割を果たすものです。こうしたことから学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな学校給食の提供はもろろんのこと、実際の食事という生きた教材である学校給食を通して、健康教育の一環としての役割を担っています。



### 給食センターの役割

学校給食における衛生管理の原則は、文科省作成の「学校給食衛生管理基準」を遵守することが基本となります。宜野湾市の学校給食センターでは、施設・設備、食品の取り扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態を把握し、原料(食材)の入荷から製造、出荷等のすべての工程であらかじめ危害を予測し、その危害を防止する重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視、記録を行っています。

また、食物アレルギーのある児童・生徒も安心して給食が楽しめるよう、最良の対応ができるように次のような取り組みを行っています。

- ① 食品衛生法における表示義務7品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)を記入した献立表を各家庭に事前に配布しています。
- ② 保護者の申請を受けて食物アレルギー等処遇会議を開催し、給食センターの実情を踏まえながらアレルギーを除いた給食の提供に努めます。

### 給食費の使いみち

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費は、並びに運営に要する経費は、学校の設置者(市町村長)が負担することとされ、これら以外の経費(学校給食費)は学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第十八条に規定する保護者が負担することとされています。



**ポイント**  
憲法が規定する義務教育無償制の内容は、現在、公立小中学校における授業料無償及び小中学生の教科書代の無償にとどまっています。

ます(学校給食法第十一条)。すなわち「学校給食費」とは、宜野湾市学校給食センターが学校給食用の食材の調達に要する費用(食材購入費)に充てるために保護者から徴収する費用のことをいいます。

給食費に未納が生じると食材購入費が不足し、学校給食を実施する上で大きな影響を及ぼすこととなります。本市においては、全体で毎年約5%(約2千万円)の未納が発生しています。

これまでも学校が、文書や電話などにより督促を行うなどの未納解消に向けた対策を講じてきましたが、未納対策に要する学校の負担はますます増大している状況にあります。経済的な事情で、給食費等の学校納入金の支払いが困難な場合は、就学援助制度や小学校給食費補助金交付制度があります。また、児童手当法の改正に伴い、児童手当から学校給食費に充てることも可能になりましたので、学校または教育委員会までご相談ください。学校給食の意義と給食費の納付の重要性について、

### 安全安心な給食の提供

ぜひご理解ください。また、ようお願いいたします。

近年、核家族化の進行、共働き家庭の増加など、社会環境の変化に加え、食品流通の変化等を背景として、食生活を取り巻く環境に変化が生じています。特に、子どもたちの食習慣・食生活は、朝食を摂らない子どもや、ひとりで食事を摂る、いわゆる孤食の子どもが増加するとともに、偏食等により栄養バランスが崩れていくことが指摘されています。「食」は豊かな人間性を育むための重要な要素の一つであり、子どもたちの健やかな成長のためには、食生活のバランスと適度な運動が不可欠です。

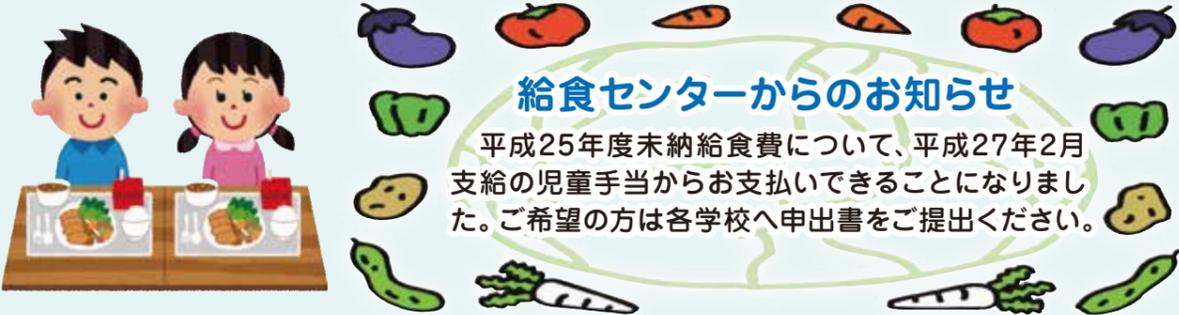
宜野湾市学校給食セン

ターは、児童生徒の健康と生きる力を育むために、これからも安全安心、そして美味しい給食の提供に努めてまいります。



### 給食センターからのお知らせ

平成25年度未納給食費について、平成27年2月支給の児童手当からお支払いできることになりました。ご希望の方は各学校へ申出書をご提出ください。



宜野湾市  
学校給食センター  
☎898,4541